

健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例(仮称)案の概要

前文	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての県民が生涯を通じて心身ともに健やかで活力あふれる人生を送ることができる「生涯健康県おおいた」の実現を図るためには、健康寿命を延伸し、生活の質の向上を図ることが重要。 ○社会経済的な要因を背景とする健康格差が問題とされる中、健康づくりの推進は、行政主導での取組や、個人の努力だけでは容易でない状況。 ○県民自らが取組を実践するとともに、地域社会の構成員が各々の役割を果たしつつ、連携しながら、県民主導型の健康づくり運動を県民運動として展開することが求められている。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民の健康寿命を延伸し、健康寿命日本一の大分県を目指す「健康寿命日本一おおいた県民運動」を推進するため、この条例を制定する。 						
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○県民運動の基本理念を定め、県民、県、健康づくり関係者及び事業者の役割等を明らかにする。 ○県民運動の推進に関する本県の施策の基本となる事項を定める。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民運動を推進し、「生涯健康県おおいた」の実現に資することを目的とする。 						
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民一人ひとりが、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう、主体的に取り組む。 2 地域社会の構成員が、各々の役割を自覚するとともに、相互に連携協力し、必要な支援や社会環境の整備に取り組む。 						
役割・責務等	<p>【県民の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の取組を中心として、積極的に県民運動に参画し、心身の状態等に応じた健康づくりに取り組むよう努める。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 適切な栄養情報の取得及び食生活の改善</td> <td style="width: 50%;">4 喫煙及び飲酒による健康被害の防止</td> </tr> <tr> <td>2 身体活動及び運動の実施</td> <td>5 歯及び口腔の健康づくり</td> </tr> <tr> <td>3 適切な休養の取得及びこころの健康づくり</td> <td>6 生活習慣病の発症予防及び重症化予防</td> </tr> </table>	1 適切な栄養情報の取得及び食生活の改善	4 喫煙及び飲酒による健康被害の防止	2 身体活動及び運動の実施	5 歯及び口腔の健康づくり	3 適切な休養の取得及びこころの健康づくり	6 生活習慣病の発症予防及び重症化予防
	1 適切な栄養情報の取得及び食生活の改善	4 喫煙及び飲酒による健康被害の防止					
	2 身体活動及び運動の実施	5 歯及び口腔の健康づくり					
	3 適切な休養の取得及びこころの健康づくり	6 生活習慣病の発症予防及び重症化予防					
	<p>【県の責務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民運動の推進に関する計画及び施策を策定し、実施する。 2 県民運動の推進に関する計画及び施策の策定及び実施にあたっては、広く県民の意見が反映されるよう努める。 						
<p>【県と市町村の協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民運動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力する。 							
<p>【健康づくり関係者の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民に対する健康づくりに関する十分かつ的確な情報の提供及び県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努める。 							
<p>【事業者の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使用する労働者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備及び県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努める。 							
県の施策	<p>【健康寿命日本一おおいた創造会議の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民運動の推進組織として、健康寿命日本一おおいた創造会議を設置する。 <p>【県による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民運動を推進するため、県民、健康づくり関係者、事業者、市町村等に対し必要な情報を適切に提供するとともに、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行う。 <p>【推進月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民運動の推進月間(10月)を設ける。 <p>【事業者の公表及び表彰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民運動の推進に寄与している事業者を公表し、又は表彰することができる。 <p>【調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民運動の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査及び研究を行う。 <p>【財政上の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民運動の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。 						